

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

項 目 名	感染症等専門家組織（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、相続税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 4 年 6 月 17 日開催）において公表された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」において、「医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運用するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、いわゆる日本版 CDC を創設する」ことが決定されたことを受け、「感染症等専門家組織」（仮称）の設立に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>（該当条項） 所得税関係：所得税法第 11 条第 1 項及び第 78 条第 2 項第 3 号 相続税関係：租税特別措置法第 70 条第 1 項 法人税関係：法人税法第 4 条第 2 項及び第 37 条第 4 項 消費税関係：消費税法第 6 条第 1 項並びに第 60 条第 3 項及び第 4 項 印紙税関係：印紙税法第 5 条第 2 号 登録免許税関係：登録免許税法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 号</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備える。</p> <p>(2) 施策の必要性 次の感染症危機に備え、感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講じるため、司令塔機能の強化として、専門家組織の強化を早急に図る必要がある。</p>											
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1272 539 1570"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1272 1479 1570"> <p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1570 539 1727"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1570 1479 1727"> <p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1727 539 1883"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1479 1883"> <p>期限の定めのない措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1883 539 2040"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1883 1479 2040"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 2040 539 2141"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 2040 1479 2141"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>期限の定めのない措置</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、次の感染症危機に備える。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>期限の定めのない措置</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	1法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の措置を講じることにより、「感染症等専門家組織」(仮称)において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	「感染症等専門家組織」(仮称)は、国の組織である国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合することにより設立するものであるが、国立国際医療研究センターは現在、国立研究開発法人として、税制上の優遇措置を受けていることから、統合後の「感染症等専門家組織」(仮称)においても、引き続き国立国際医療研究センターと同様の税制上の措置を講じることによって、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設し、専門家組織を強化することにより、政府の司令塔機能の強化を図り、次の感染症危機に備えるという政策目的が果たされるので妥当である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—